

国立大学法人大分大学経済学部門教員選考規程

平成28年12月28日制定
平成28年規程第89号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「選考規程」という。）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条第2号に規定する経済学部門における教員の選考に関し必要な事項を定める。

(意見聴取)

第2条 選考規程第8条の規定により、経済学部門長（以下「部門長」という。）は、メジャー会議から意見を聴取するものとする。

(人事会議)

第3条 選考規程第8条の規定により、国立大学法人大分大学経済学部門人事会議（以下「人事会議」という。）に推薦のあった任用等する候補者（以下「候補者」という。）を審議する場合は、人事会議に出席した者の過半数の同意を得なければならない。

(選考方法)

第4条 教員の任用は、公募によって行うものとする。ただし、特別の理由があると人事会議が認める場合は、所定の手続を経て、非公募によって行うことができる。

(選定委員会)

第5条 部門長は、教員人事委員会委員長から教員の任用等に係る通知があった場合は、選考規程第6条第1項の規定により、人事会議の議を経て選定委員会を置く。

(選定委員会の審議事項)

第6条 選定委員会は、候補者を選定するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 候補者の任用等に係る基本的な事項
- (2) その他候補者を選定するために必要な事項

(選定委員会の構成)

第7条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 派遣予定メジャーの教員

2 前項第2号の委員は、部門長が指名する。

(審査委員会)

第8条 部門長は、人事会議が候補者の推薦を行う場合は、選考規程第10条の規定により、審査委員会を置く。

2 審査委員会は、審査を付託された候補者について審査を行い、その結果を人事会議に報告しなければならない。

(審査委員会の構成)

第9条 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部門長
- (2) 派遣予定メジャーの教員 4人
- (3) 派遣予定メジャー以外のメジャーの教員 各1人

2 前項第2号及び第3号の委員は、部門長が指名する。

(選考基準)

第10条 選考規程別表に定めるもののほか、経済学部門における教員の選考に係る基準は、部

門長が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、人事会議構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、経済学部門における教員の選考に関し必要な事項は、部門長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年経済学部門規程第1号)

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附 則 (令和6年経済学部門規程第9号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。